

製品カテゴリールール (PCR)

(認定 PCR 番号 : PA-631423-BJ-01)

対象製品 : LP ガス用マイコンガスマータ

Product Category Rule for “Intelligent gas meter for LP gas”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「エコリーフ環境ラベルプログラム」において、「LP ガス用マイコンガスマータ」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、エコリーフ環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日	2021 年 10 月 15 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名：山岸 健 所属：一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 <input type="checkbox"/> ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-631423-BJ-01	2021年10月15日	制定

【プログラム情報】

プログラム名	エコリーフ環境ラベルプログラム
プログラムWEBサイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区鍛冶町2丁目2番1号

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	<p>この PCR の目的は、エコリーフ環境ラベルプログラムにおいて、「LP ガス用マイコンガスマータ」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。</p> <p>対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。</p>
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「LP ガス用マイコンガスマータ」を対象とする。この PCR で対象とする「LP ガス用マイコンガスマータ」とは、計量法及び計量法施行令、計量法施行規則、特定計量器検定検査規則で定義する特定計量器に含まれる LP ガス用マイコンガスマーターを指す。
2-2	機能	取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、使用されるガスの適正な計量の実施を確保する。
2-3	算定単位 (機能単位)	販売単位(1 台)
2-4	対象とする構成要素	<p>次の要素を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体（中身および容器包装）、附属品 容器包装は提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。 付属品は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。 ・ 各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材
3	引用規格および引用 PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	2021 年 10 月、引用する PCR はない。
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	<p>①製品型式：製品の名称。</p> <p>②使用最大流量：法律で定められた計量できる上限の流量。 16m³/h 以下の流量区分は次の通り。 1/1.6/2.5/4/6/10/16 (単位 : m³/h)</p> <p>③検定有効期間：法律で定められた検定合格後に使用できる期限。 LP ガス用の場合、使用最大流量 6m³/h 以下の物は 10 年、それ以外は 7 年。</p> <p>④口金：メーター上部のねじ部分。ガス供給用配管との接続に使用。</p> <p>⑤スパン：2 つの口金（ガスの入口と出口）の中心間距離。</p> <p>⑥マイコンメータ：ガスマーターに内蔵したマイクロコンピューターでガスの使用状態を監視し、異常があった時には自動的にガスをしゃ断する等の機能をもつガスマーター。</p> <p>⑦マイコン種別：計量の方式とマイコンの機能を表す名称。</p>
5	製品システム（データの収集範囲）	
5-1	製品システム (データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とし、使用・維持管理段階は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・廃棄・リサイクル段階 <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p>

5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書 A (規定) に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-4	二次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B (規定) のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p> <p>【排出物の計上の取扱い】 一次データが収集できず、かつ妥当なシナリオが設定できない場合は、カットオフしてもよい。</p>
6-8	その他	<p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一製品の範囲としては、次のどちらかに該当する場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 構成する材料・部品の素材、重量、構成がすべて同一で、生産工場が同一の場合は、使用最大流量が異なっていても、シリーズ製品とすることができる

		② 使用最大流量が同じで口径/スパンの違いにより質量が異なる場合は、質量の重い方を代表値としてよい																																	
7	原材料調達段階に適用する項目																																		
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>①「重要な（遮断弁、圧力センサ、コントローラ等）本体部品」の製造および輸送に係るプロセス</p> <p>②「容器包装」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス</p>																																	
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①「重要な（遮断弁、圧力センサ、コントローラ等）本体部品」の製造および輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の構成要素」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量</td> <td>一次</td> <td>「各構成要素」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「水」「燃料」「電力」 遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の製造プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」「燃料」「電力」 製造、供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（生産用資材、薬品等）」 遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の製造プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「副資材（生産用資材、薬品等）」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（生産用資材、薬品等）」 遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「排出物等」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「遮断弁、圧力センサ、コントローラの本体部品」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>②「その他（ケース、塗料）の原材料・部品」の製造および輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「ケース、塗料の原材料・部品」 製品生産サイトへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各部品および資材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「ケース、塗料の原材料」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の構成要素」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「各構成要素」 製造原単位	「遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「水」「燃料」「電力」 遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の製造プロセスへの投入量	一次	「水」「燃料」「電力」 製造、供給および使用原単位	「副資材（生産用資材、薬品等）」 遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の製造プロセスへの投入量	一次	「副資材（生産用資材、薬品等）」 製造原単位	「副資材（生産用資材、薬品等）」 遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「排出物等」 ※2			「遮断弁、圧力センサ、コントローラの本体部品」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「ケース、塗料の原材料・部品」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」 製造原単位	「ケース、塗料の原材料」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																																	
「遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の構成要素」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「各構成要素」 製造原単位																																	
「遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																																	
「水」「燃料」「電力」 遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の製造プロセスへの投入量	一次	「水」「燃料」「電力」 製造、供給および使用原単位																																	
「副資材（生産用資材、薬品等）」 遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の製造プロセスへの投入量	一次	「副資材（生産用資材、薬品等）」 製造原単位																																	
「副資材（生産用資材、薬品等）」 遮断弁、圧力センサ、コントローラ等の本体部品の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																																	
「排出物等」 ※2																																			
「遮断弁、圧力センサ、コントローラの本体部品」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																																	
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																																	
「ケース、塗料の原材料・部品」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」 製造原単位																																	
「ケース、塗料の原材料」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																																	

③「容器包装」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名
「容器包装」 「付属品」 製品生産サイトへの投入量	一次	「容器包装」 「付属品」 製造原単位
「容器包装」 「付属品」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位

※1 次の項目を一次データとして収集する。

[燃料法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃料使用量」

[燃費法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃費」
- ・輸送手段ごとの「輸送距離」

[トンキロ法の場合]

- ・輸送手段ごとの「輸送重量」

※2 排出物に関するデータ収集項目

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
大気・水圏・土壤への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 または シナリオ	—

7-3	一次データの収集方法および収集条件	<p>① 重要な本体部品について</p> <p>製品生産サイトへ投入される「重要な本体部品」の製造プロセスについては、本体部品製造サイトへ投入される各本体部品の各構成要素の量、および燃料、電力の投入量、影響度の大きい温室効果ガスの直接排出がある場合にはその排出量を一次データとして収集する。</p> <p>ただし、電子部品の多くは社外から調達する場合が多く、その製造に係る詳細な一次データの収集が困難であることが少なくない。よって、社外から得られた製造に関する一次データの収集項目の網羅性が十分でない場合、かつその影響度が大きくなきことを示せる場合には適宜二次データで補完することを認めるが、その内容については妥当性の検証の対象とする。</p> <p>また、製造に関する一次データの収集が困難な場合には、次の二通りの算定方法を認める。なお、適当な製造原単位が存在する場合には（ア）の方法を優先して算定を行うこと。</p> <p>（ア）各本体部品の製品生産サイトへの投入量（部品の重量や個数など）を一次データとして収集し、その投入量を活動量とした上で、これに本体部品の製造に係る負荷（製造原単位）を乗じて算定をおこなう方法</p> <p>（イ）各本体部品を構成する素材重量を収集し、それぞれの素材の製造に係る負荷（製造原単位）と、素材加工負荷（加工原単位）を乗じて算定をおこなう方法</p> <p>ただし、部品表において部品・材料の種類別に部品・材料の質量を一次データとして収集する。データ収集した部品・材料の合計質量は製品質量の90%以上でなくてはならない。製品質量の100%</p>
-----	-------------------	--

		に満たない場合は、収集できた部品・材料の種類別に比例配分して 100%に割り戻す。なお、実装基板の全質量は一次データとして収集しなければならない。																																	
7-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																																	
7-5	その他	調達品の原材料加工、鋳造などは、原材料調達段階に計上する。																																	
8	生産段階に適用する項目																																		
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①本体の中身の生産（塗装・ユニット組立・最終製品組立プロセス） ②サイト間輸送プロセス																																	
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①本体の中身の生産（塗装、ユニット組立、最終製品組立プロセス）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（有機溶剤）」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各副資材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（有機溶剤）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「排出物等」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②サイト間輸送プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各副資材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「排出物等」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。 ※2 排出物に関するデータ収集項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位	「副資材（有機溶剤）」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位	「副資材（有機溶剤）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「排出物等」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位	「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「排出物等」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																																	
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位																																	
「副資材（有機溶剤）」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位																																	
「副資材（有機溶剤）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																																	
「排出物等」 ※2																																			
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																																	
「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位																																	
「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																																	
「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																																	
「排出物等」 ※2																																			
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																																	

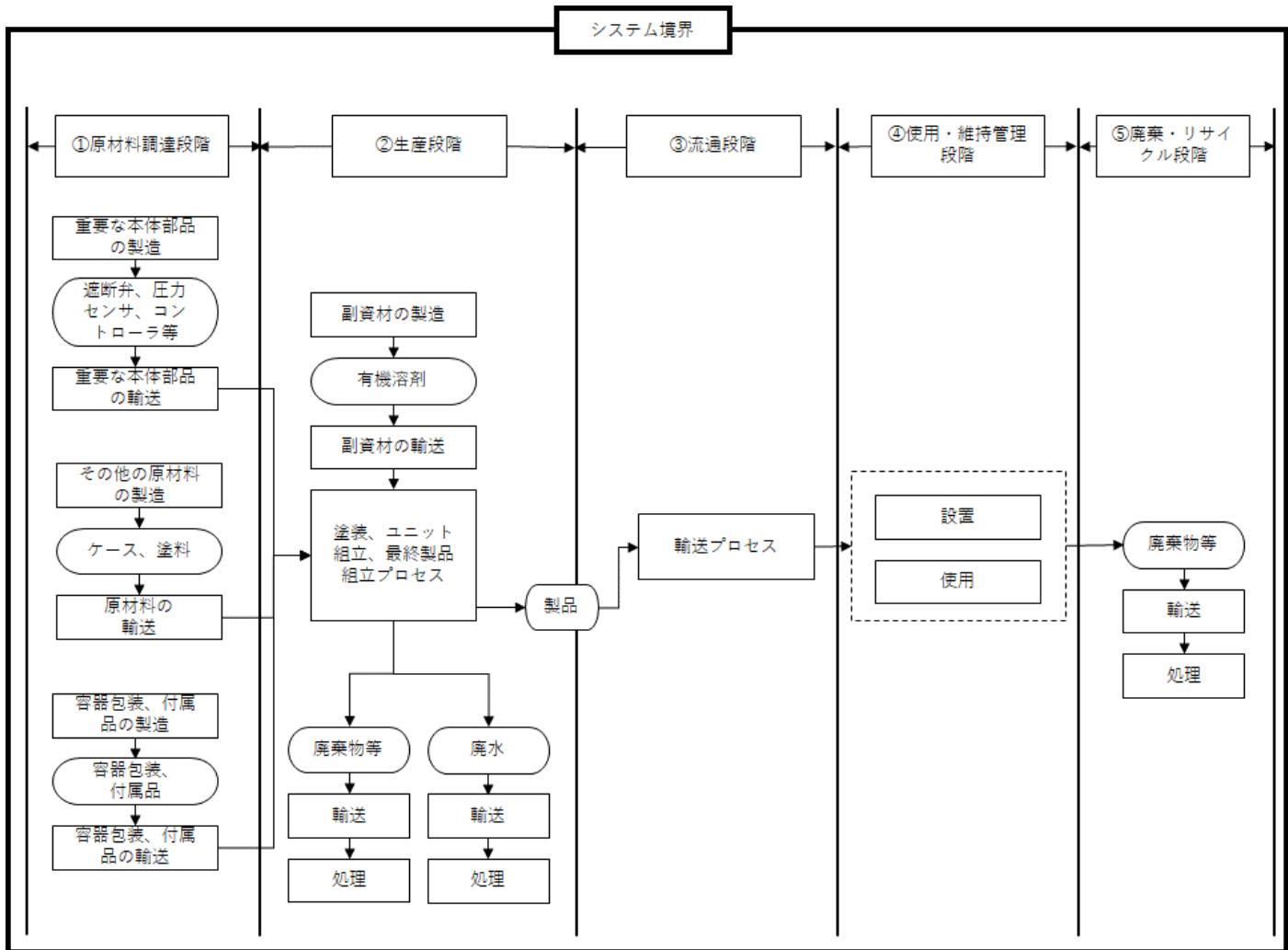
		<table border="1"> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量</td><td>一次 または シナリオ</td><td>「各処理方法」 処理原単位</td></tr> <tr> <td>「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）</td><td>※1</td><td>「各輸送手段」 輸送原単位</td></tr> <tr> <td>大気・水圏・土壤への排出物の排出量 「VOC」等</td><td>一次 または シナリオ</td><td>—</td></tr> </table>	「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	大気・水圏・土壤への排出物の排出量 「VOC」等	一次 または シナリオ	—
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位									
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位									
大気・水圏・土壤への排出物の排出量 「VOC」等	一次 または シナリオ	—									
【配分のために収集する一次データ収集項目】											
・「本体の中身」の生産量											
8-3	一次データの収集方法および収集条件	有機溶剤、輸送用資材以外の副産物・副資材は計上しない。									
8-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
8-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
9	流通段階に適用する項目										
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 「出荷品」の輸送プロセス</p>									
9-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 「出荷品」の輸送、保管プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>「排出物等」 ※2</p> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。 ※2 排出物等については、7-2に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位			
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名									
「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位									
9-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
9-4	シナリオ	特に規定しない。									
9-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
10	使用・維持管理段階に適用する項目										
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>取付工事および製品使用による環境負荷は計上せず、使用・維持管理段階は対象外とする。</p> <p>使用条件の参考情報：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用期間：計量法に規定される検定有効期限（10年間又は7年間） ・電池寿命：計量法に規定される検定有効期限（10年間又は7年間） 									
10-2	データ収集項目	対象外									

10-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外																		
10-4	シナリオ	対象外																		
10-5	その他	対象外																		
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目																			
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス ②「廃容器包装、附属品」の廃棄・リサイクルプロセス																		
11-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済み製品」各処理施設への輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>②「廃容器包装、付属品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃容器包装、付属品」処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃容器包装、付属品」各処理施設への輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位	「使用済み製品」各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃容器包装、付属品」処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃容器包装、付属品」各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
「使用済み製品」処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位																		
「使用済み製品」各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
「廃容器包装、付属品」処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位																		
「廃容器包装、付属品」各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位																		
11-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
11-4	シナリオ	【廃棄物等の処理方法に関する規定】 廃棄物等の処理方法およびその割合については、次のシナリオを使用する。 ・分解・解体されたのち100%産業廃棄物として排出されるとする。																		
11-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
12	LCI計算、インパクト評価に関する項目																			
12-1	LCI計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
12-2	インパクトカテゴリおよび特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		

13	宣言方法																							
13-1	製品の仕様	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品質量 ・製品型式 ・計量性能（使用最大流量） ・検定有効期間 ・外観仕様（口金/スパン、質量） ・マイコン種別 																						
13-2	エコリーフ ライフサイクル 影響評価結果	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の環境影響領域は記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動 ・酸性化 																						
13-3	エコリーフ ライフサイクル インベントリ分 析関連情報	特に規定しない																						
13-4	エコリーフ 材料および物質 に関する構成成分	内訳を重量またはパーセンテージ（%）で記載する。																						
13-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	<p>廃棄物に関する情報を、以下の表として記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物 埋立物</td> <td>kg</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物 埋立物</td> <td>kg</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目名	単位	備考	一般廃棄物 埋立物	kg		産業廃棄物 埋立物	kg													
項目名	単位	備考																						
一般廃棄物 埋立物	kg																							
産業廃棄物 埋立物	kg																							
13-6	CFP 算定結果	気候変動（特性化係数にはIPCC2013 GWP 100aを用いること）の結果を公開する。																						
13-7	追加情報 (エコリーフ /CFP共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <p>次の項目は表示をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用・維持管理段階は算定対象外であること 																						
13-8	その他エコデザ イン関連情報 (エコリーフ /CFP共通)	<p>【エコリーフの場合の記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質に関する情報を下記の表（例）として記載することが望ましい。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質名</th> <th>CAS番号</th> <th>法令・規制の名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉛</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリ臭化ビニフェル（PBB）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨表示内容の規定】</p> <p>以下の事項を記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14000認証の取得 		有害物質名	CAS番号	法令・規制の名称等	鉛			水銀			カドミウム			六価クロム			ポリ臭化ビニフェル（PBB）			ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）		
有害物質名	CAS番号	法令・規制の名称等																						
鉛																								
水銀																								
カドミウム																								
六価クロム																								
ポリ臭化ビニフェル（PBB）																								
ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）																								

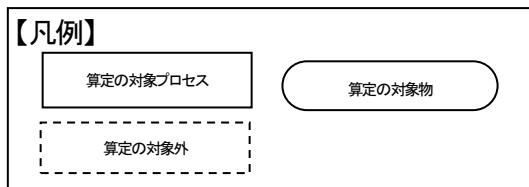
		・ 国又は工業会等の認証・認定・表彰
13-9	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。

附属書A：ライフサイクルフロー図（規定）



※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

※申請製品に応じて個別にフロー図を作成すること。



附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

個別製品分野に応じて、適切な輸送手段・距離等の設定を行う。

B1. 輸送距離

- 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- 県間輸送の可能性がある輸送の場合：500 km
- 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- 海外における陸送距離：500 km
- 港→港：港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
原材料調達段階、 原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
	輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
生産段階 サイト間輸送 副資材調達輸送 廃棄物輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58 %
	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58 %
流通段階 製品輸送 廃棄物輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
	生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	生産地が国内の場合 (生産サイトまたは輸入拠点→使用場所)	<輸送手段> 4 トントラック <積載率> 62 %
	廃棄物輸送 (店舗等→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58 %
廃棄・リサイクル段階	廃棄物輸送 (ガス事業者→処理施設)	<輸送手段> 4 トントラック <積載率> 58%